



平成 29 年 11 月 24 日

各 位

会 社 名 山 加 電 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 三 森 茂
(JASDAQ・コード 1789)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 部 長
役 職 ・ 氏 名 中 澤 文 雄
電 話 番 号 0 3 - 5 9 5 7 - 7 6 6 1

商号変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 11 月 24 日開催の取締役会において、平成 29 年 12 月 22 日開催予定の株主総会で定款の一部変更が承認されることを条件として、下記の通り商号を含め定款の一部を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 商号変更

(1) 変更理由

当社は、大正 11 年 2 月、電力電灯設備工事及び送配電工事業者として東京八重洲の地に創業し 95 年が経過いたしました。創業時の商号『山加商会』を昭和 23 年 9 月に現商号『山加電業株式会社』に変更し、以降、現在に至るまで商号に『山加電業』を用い電気工事業専門の会社として事業展開してまいりました。

創業以来 95 年に及ぶ経験と実績の中で培われた技術力『技術の YAMAKA』は、お取引先等にも広く浸透し企業ブランドとして揺るぎないものとなっております。技術の結晶の『技術の YAMAKA』の伝統を次世代に継承し、新たな 100 年企業創造により企業グループの価値向上を目指しております。

本業である送電事業・設備工事業を主体事業に置きつつ、既存事業に関連する事業に加え、事業を通し直接社会に貢献する異分野の事業への参入も視野に入れており、慎重に検討を重ねてきた結果、『株式会社 E T S ホールディングス』に商号を変更するものであります。

なお、新商号の『ETS』の意味合いは、E (Environment : 環境) T (Technologi : 技術) S (Safety : 安全) にあります。95 年の実績の中で培われた『技術の YAMAKA』は、人々の暮らしを支えるインフラ整備促進のパイオニアとしての地位を高め、その技術力は、近年は環境にやさしい再生可能エネルギー事業普及促進にも大いに貢献してまいりました。

絶え間のない技術力向上への取り組み、安全な職場環境、自然環境保護に取り組む『技術の YAMAKA』で培ってきた企業ブランドを、新分野への展開を図ることにより多様な分野で社会から必要とされる企業グループを目指してまいります。

(2)新商号

株式会社 E T Sホールディングス (英文:ETS Holdings Co.,Ltd.)

(3)変更予定日

平成 29 年 12 月 22 日

2. 定款の一部変更

(1)変更理由

単一事業にとらわれず事業拡大を目指し第1条の商号変更を行い、今後の事業拡大に備え、第2条に事業目的の追加および変更を行うものであります。

(2)変更内容

現行定款	変更案
(商号) 第1条 本社は、 <u>山加電業株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Yamaka Electric Construction Co.,Ltd.</u> と表示する。	(商号) 第1条 本社は、 <u>株式会社E T Sホールディングス</u> と称し、英文では、 <u>ETS Holdings Co.,Ltd.</u> と表示する。
(目的) 第2条 本社は次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>電気、土木、建築工事の設計、施工および工事請負監督</u> 2. <u>管工事の設計、施工および工事請負監督</u> 3. <u>電気機器および材料の製作、修理、加工ならびに販売</u> 4. <u>電気工作物の工事、維持および運用の保</u>	(目的) 第2条 本社は次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>電気工事、電気通信工事、土木工事、建築工事、消防施設工事、管工事、大工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、造園工事、建具工事の設計、施工、工事請負監督およびコンサルティング事業</u> <u>(削除)</u> 2. <u>電気機器および材料の製作、修理および加工</u> 3. <u>電気工作物の工事、維持および運用の保</u>

<p>守監督 <u>(条文追加)</u></p> <p>5. <u>不動産の取得、仲介、賃貸および処分に関する事業</u></p> <p>6. <u>塗料、塗装およびその材料の販売、塗装工事</u></p> <p>7. <u>造園、緑化工事の設計、施工</u></p> <p>8. <u>土木建築資材の販売</u></p> <p>9. <u>労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業</u> <u>(条文追加)</u> <u>(条文追加)</u> <u>(条文追加)</u></p> <p>10. <u>前各項に附帯する一切の事業</u> <u>(第2項 条文追加)</u></p>	<p>守監督</p> <p>4. <u>前各号に関わる機器、資材の販売および輸出入</u></p> <p>5. <u>宅地建物取引業</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p>6. <u>労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業</u></p> <p>7. <u>保育所・託児所の経営</u></p> <p>8. <u>保育所・託児所に関するコンサルティング事業</u></p> <p>9. <u>無人機による各種映像の撮影に関わる請負事業</u></p> <p>10. <u>前各号に附帯する一切の事業</u></p> <p>2. <u>本会社は次の事業を営む会社または外国会社の株式または持分の保有することにより、当該会社または当該外国会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。</u></p> <p>1. <u>建設業、設計、施工および管理</u></p> <p>2. <u>宅地建物取引業および賃料保証事業</u></p> <p>3. <u>建設資材の販売業</u></p> <p>4. <u>住宅関連商品の販売業</u></p> <p>5. <u>発電および売電に関する事業</u></p> <p>6. <u>マンション管理業</u></p> <p>7. <u>倉庫業</u></p> <p>8. <u>ビルメンテナンスおよび清掃事業</u></p> <p>9. <u>損害保険代理業</u></p> <p>10. <u>飲食店および宿泊施設の経営</u></p> <p>11. <u>古物売買業</u></p> <p>12. <u>保育所・学童保育・託児所等の保育施設の経営および保育施設関連事業</u></p> <p>13. <u>介護保険法に基づく介護事業</u></p> <p>14. <u>高齢者向け住宅の経営および受託運営</u></p>
--	--

	<p style="text-align: center;"><u>事業</u></p> <p><u>15. 有料職業紹介事業</u></p> <p><u>16. 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業</u></p> <p><u>17. 前各号に関するコンサルティング事業</u></p> <p><u>18. 前各号に附帯する一切の事業</u></p>
--	---

以上